

(作為的相場形成)

適用例 発注したが未約定となった場合

< 事例 >

執行担当者が特定銘柄の終値が X円未満となることを意図し、大引け間際に X-1円で、当該銘柄の大量の売り注文を複数回発注 (当該売り注文)した。大引けにおいて、当該売り注文の前に別の証券会社が X-1円で発注していた売り注文の約定は成立したものの、当該売り注文の約定は成立しなかった。

< 論点 >

上記事例は、作為的相場形成 (証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 4 条第 3 号)にあたると思われるか。

< 判断内容 >

同条は、「一連の有価証券の売買取引」と規定されていることから、本件の場合、約定が成立していない取引についても同条のいう「売買取引」に該当するかが論点になるが、証券取引所の会員等への委託等をする行為については、約定の有無に関わらず、当該規定の対象とされていること。未約定の発注であっても作為的相場を形成し得ることから未約定の発注についても同号は適用されるものとする。